

議案第 2 号

関市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

関市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、この条例を定めようとする。

関市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(関市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 関市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年関市条例第8号)の一部を次のように改正する。

題名中「報酬、期末手当及び費用弁償」を「報酬等」に改める。

第1条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第8条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「以下」を「次号においてこれらの日を」に改め、同項第2号中「100分の72.5」を「100分の68.75」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第8条の2 第1号会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。

(1) 勤勉手当は、6月以上の任用期間をもって任用された第1号会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となった第1号会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職するものに対して支給する。

(2) 勤勉手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額。以下この号において同じ。)に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する第1号会計年度任用職員の総額は、当該第1号会計年度任用職員の報酬の月額に100分の48.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

2 前項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第23条の規定の例による。

(関市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 関市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年関市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第18条第1項中「100分の72.5」を「100分の68.75」に改め、同条第2項中「前項に」を「同項に」に改める。

第22条を第23条とする。

第21条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を第22条とする。

第20条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第21条 第2号会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者に限る。）の勤勉手当については、給与条例第23条の規定（法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員に関する部分に限る。）の例による。

2 前項の場合において、任期の定めが6月に満たない第2号会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至ったときは、当該第2号会計年度任用職員は、当該会計年度において、同項に規定する任期の定めが6月以上の第2号会計年度任用職員とみなす。

（関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 関市職員の育児休業等に関する条例（平成4年関市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第9条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。